

韓国における外国語（日本語）商標の取り扱い



SUNYOUNG INT'L PATENT & LAW FIRM

許容録
(会長/弁理士)

SUNYOUNG INT'L PATENT & LAW FIRM は、1999年に設立以来、約40人の弁理士を含む合計約100名の職員を有し、各技術分野の特許、実用新案を始め商標と意匠まで、専門分野別に知的財産権業務を提供している。許容録氏は、薬学および法学の修士学位を取得しており、1999年に当事務所を設立し、現在会長として事務所全体の業務を総括している。

1. 序論

商標使用の国際化および多様化により、ハングルだけでなく、外国語からなる商標も多数出願されている。2015年までの過去10年間に韓国で出願された文字商標の全体を見ると、英文などローマ字で表記された商標は総484,990件（50.3%）、ハングル商標は総294,156件（30.5%）、ハングルと英語などの外国語と一緒に表記された商標は総171,356件（17.8%）、漢字商標は総11,479件（1.2%）、日本語商標は総1,269件（0.1%）であり、ハングルのみからなる商標よりも外国語のみからなったり、ハングルと外国語が結合された商標の出願比重が高い傾向を見せている。ハングルのみからなる商標の場合、その意味や称呼を一般需要者が容易に認識することができるため、その意味や称呼に基づいて商標の識別力の有無および商標の類否を判断することができる。しかし、外国語からなる商標の場合、その意味や称呼を一般需要者が把握できるか否かによって、その商標の識別力の有無および商標の類否判断が変わる。

2. 外国語からなる商標の審査実務および判例の態度

2-1. 外国語商標に対する審査原則

韓国特許庁の審査基準では、「外国文字単独で表記されたり、ハングルと混用表記された商標」を外国語からなる商標として見ている。審査基準は、原則として外国語の言語種類によって外国語からなる商標の扱いが異なる。

例えば、英語は一般需要者が容易に認識して呼称できると見ることができるため、その意味や称呼を通じて商標法の各条文に該当するか否かを判断し、日本語や漢字の場合にも情報検索機能の発達で容易にその意味や称呼を把握できると見ることができるため、音訳や翻訳した意味に対しても商標法の各条文に該当するか否かを判断している。

すなわち、英語アルファベット、漢字、ひらがな、カタカナなどで表記される外国語からなる商標は、原則として文字商標として審査し、韓国語で音訳または翻訳してその音訳または翻訳した韓国語に対しても商標法の各条文に対する該当可否を検討することを原則としている。

しかし、英語アルファベット、漢字、ひらがな、カタカナを除いた文字で表記される外国語からなる商標は、原則として記号や図形商標として審査している。

ただし、審査基準は、外国語からなる商標が商標法の各条文に該当するか否かについて、取引業界または一般需要者がその音訳または翻訳された意味で認識することができるかどうかを基準として判断しなければならないと規定しており、その取引業界または一般需要者の該当外国語の普及レベルも考慮している。

3. 外国語からなる商標の識別力の有無判断

3-1. 審査基準

韓国特許庁の審査基準は、外国語辞書や専門用語辞書などに性質表示の意味として記載されている場合、インターネットなどで性質表示として広く使用されている場合、または性質表示を英語、漢字など外国語で表示している場合には、「該当商品の性質を直接的に表示」する標章に該当すると見ている。

3-2. 判例

判例は、『外国語からなる商標の場合に、その商標が指定商品に関してその品質や効能、用途などを表示するものか否かは、その商標が持っている観念、指定商品との関係および取引界の実情、その指定商品の国内取引者および一般需要者のその商標に対する理解程度を勘案して客観的に判断しなければならない』としている（大法院2004.4.27.宣告 2002 年1850判決）。

判例は、英文字のみからなる商標「PNEUMOSHIELD」で、指定商品を「人体用ワクチンなど」とする商標出願に対して、『「PNEUMO」は「肺炎」、「SHIELD」は「保護、盾」を意味するため、指定商品の主な取引者である医師、薬剤師などの英語教育レベルを基準に「肺炎予防ワクチン」などの意味を直感することができ、識別力がない』と判示したことがある（大法院2000.12.8.宣告 2000 年2170判決）。

一方、『出願されたサービスマーク「오뎅사게」(日本語音訳「オデンサケ」)が「오뎅」(日本語音訳「オデン」)と「사게」(日本語音訳「サケ」)が結合された文字サービスマークであって、そのうち「오뎅」(日本語音訳「オデン」)は韓国でも広く使用されている日本語の料理「おでん」のハングル音域表記であるこ

とを直感させ、「사께」(日本語音訳「サケ」)も日本食と酒を提供する日本食店経営業など、指定役務に関連してその需要者に日本語として酒を意味する「さけ」のハングル音域表記であることを直感させる蓋然性が高く、この場合、指定役務のサービスの原材料などの性質を暗示する程度を越え、これを直接的に表現するものであり識別力がない』と見て、日本語音域を表示したハングル商標であっても意味が直感されれば識別力がないと判断した。

ただし、判例は『本件の登録商標「라꾸라꾸」(日本語音訳「ラクラク」)がたとえ漢字の「樂樂」の日本語読音と同一で、その漢字が日本語で「安らかな、安楽な、簡単に」などを意味しても、韓国における日本語普及レベルなどから見て、本件の登録商標の指定商品であるベッドの一般需要者や取引者が本件登録商標を見て「安らかな、安楽な」などの意味を直感するとは見られないため、本件登録商標が指定商品の性質を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標とは言えない』と判示したことがある(大法院2006.6.2.宣告 2005亨1882判決)。このように、判例は一貫して指定商品の国内取引者および一般需要者の該当外国語商標に対する理解程度を基準に外国語商標の識別力の有無を判断している。

このように、需要者の実質的な外国語理解度を基準とした外国語商標の識別力の有無判断は、韓国語からなる商標と比較して外国語商標の識別力取得を容易にするだけでなく、同じ意味を持つ種々の外国語が併存登録される可能性も生じる。

4. 外国語からなる商標の類否判断

4-1. 商標の類否判断の原則

商標の類否は、同種の商品に使用される二つの商標を外観、称呼、観念などの点で全体的、客観的、離隔的に観察して一般需要者や取引者が商標に対して感じる直感的認識を基準として、そのいずれにおいても取引上商品の出所に関して誤認混同を生じさせるおそれがあるか否かによって判断される(大法院2002.5.28.宣告 2001亨2870判決)。


外国語からなる商標の類否判断における問題点は、商標の称呼および観念をどのように決定するのかにある。

4-2. 日本語文字からなる商標の例示

一方、商標の類否判断において、外国語からなる商標の称呼は、国内取引者や需要者の大部分がその外国語を見て特別な困難性なく自然に行う発音によって定められることが原則である。ただし、国内取引者や一般需要者の大部分が、実際にその外国語商標を特定の発音として広く呼称または認識しているなどの具体的または個別的事情がある場合には、これを考慮して外国語商標の称呼を定めることがで

きる。

[両商標が類似するとした事例（特許法院2004.7.22.宣告 2004허2123判決）]

出願商標	先登録商標
<p style="text-align: center;">TOYO INK 東洋インキ</p>	

『本件出願商標の構成部分のうち「東洋インキ」は「東洋」という漢字と「インキ」という日本語文字であるカタカナが結合された標章であるところ、「インキ」部分は、その指定商品である印刷インキに関連して識別力がない標章であるだけでなく、日本語が英語を除いた他の外国語に比べて比較的広く普及されている外国語だとしても、英語のように中学校および高校の教科課程に必須科目として含まれている外国語ではなく、高校以上の教育課程で選択科目として教育している第2外国語に過ぎない点、韓国では最近漢字からなる日本の地名や人名を呼称する際にもよく韓国の漢字発音で呼称している点など、韓国の日本語普及レベルおよびその使用実態から見ると、本件出願商標の指定商品である印刷インキの主な需要者が本件出願商標の構成部分のうち「東洋」を呼称し認識する際に、いつも日本語式発音に従って「トヨ」（日本語音訳「トウヨウ」）しか呼称せず、そのような観念で認識すると認めるには不十分であり、他にこれを認める証拠がなく、むしろ韓国の発音に従って「동양」（日本語音訳「ドンヤン」）と呼称する可能性がより高いと言える。

ところが、本件出願商標の構成部分のうち、漢字部分が「동양」（日本語音訳「ドンヤン」）と呼称され、そのような観念で認識される場合には、先登録商標とその呼称が同一で、観念も「東方アジア」などと同一または類似するため、両商標が同一または類似した指定商品に使用される場合には、商品の出所に関して誤認や混同を生じさせるおそれがある商標と言える。』

上記判例では、日本語普及レベルを考慮すると、指定商品である印刷インキの主な需要者が出願商標「東洋インキ」の構成部分のうち「東洋」を日本語式発音に従って「トヨ」（日本語音訳「トウヨウ」）と呼称および観念するよりは、韓国の発音に従って「동양」（日本語音訳「ドンヤン」）と呼称および観念化する可能性が大きいため、先登録商標と類似すると判示した。

4-3. 英語、日本語ではないその他の外国語からなる商標の例示

前述のように、商標の類否判断において、外国語からなる商標の呼称は、韓国の取引者や需要者の大部分がその外国語を見て特別な困難性なく自然に行う発音によって定められることが原則であるが、国内取引者や一般需要者の大部分が実際にその外国語商標を特定の発音として広く呼称または認識しているなどの具体的または個別的事情がある場合には、これを考慮して外国語商標の呼称を定めることもできる。その場合、具体的または個別的事情は、証拠によって明確に認められなければならない（大法院2006.9.8.宣告 2006年954判決）。

[具体的または個別的事情を考慮して外国語商標の呼称を定めた事例（大法院2005.11.10.宣告 2004年2093判決）]

出願商標	先登録商標 1	先登録商標 2
ZEUS		

『先登録商標の文字部分「ZEISS」は、ドイツの光学技術者であったCarl Zeiss（1816～1888）の名前として英韓辞書にも掲載されている単語であって、英韓辞書の発音記号によると、「차이스」（日本語音訳「チャイス」）または「자이스」（日本語音訳「ザイス」）と発音され、カメラなどの光学機器を使用する需要者や取引者が上記商標を「짜이스」（日本語音訳「ツァイス」）または「자이스」（日本語音訳「ザイス」）と呼んでいる事実が認められるのに比べて、韓国の取引者や需要者が「ZEISS」を「제이스」（日本語音訳「ジェイス」）と呼んでいるという証拠が原審で全く提出されなかったにも関わらず、一部の英単語の発音事例のみに基づいて「ZEISS」が「제이스」（日本語音訳「ジェイス」）と呼称されると断定したのは、商標の類否判断に関する法理を誤解し、審理が十分になされなかったことが判決に影響を及ぼし違法である。』

上記判例は、上記の先登録商標の文字部分「ZEISS」を需要者や取引者が特定の発音「짜이스」（日本語音訳「ツァイス」）または「자이스」（日本語音訳「ザイス」）として広く呼称または認識しているという具体的または個別的事情を認めて、「ZEISS」が「제이스」（日本語音訳「ジェイス」）と呼称されると断定した原審の判断が違法であるとした。

すなわち、外国語商標の呼称は、一般需要者が自然に行う発音によって定められることが原則であるが、特定の韓国語表記など具体的な使用実態が認められる場合には、そのような具体的な事情を考慮して外国語商標の呼称が決定される。

5. 結論

現在韓国では、外国語からなる商標の意味を決定するとき、その指定商品の取引業界や一般需要者の外国語理解程度を基準にその意味を決定している。したがって、取引業界や一般需要者にまだ広く知られていない外国語商標は識別力取得が容易であり、同じ意味を持つ種々の外国語商標が共存する可能性も存在する。

一方、外国語からなる商標の称呼は、韓国の取引者や需要者の大部分がその外国語を見て特別な困難性なく自然に行う発音によって決定されるが、特定の発音として広く呼称または認識されているなどの具体的または個別的事情が証拠によって明確に認められる場合、その特定の発音で外国語商標の称呼が決定されることもある。

過去には、日本語からなる商標は一種の図形商標と見て、その意味が直感されな
いか、称呼が容易に導出されないと見たが、日本は韓国と地理的に非常に近いだけ
でなく、経済的文化的にも非常に交流が多い国であり、ひらがな、カタカナ、漢字
からなる日本語商標に対する親しみが高まっていることから、特許庁および法院で
は日本語からなる商標も英語からなる商標と同様に称呼および意味が導出可能な
文字商標として扱う傾向がより普遍化されている。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)